

住民税(特別区民税・都民税)の申告は3月15日(月)までに

特別区民税・都民税は、税務署や区役所に提出された申告書類等に基づいて課税されます。申告書は前年度申告した方へ2月上旬に郵送しますので、作成のうえ、3月15日(月)までに提出してください。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り区役所や区民事務所・同分室へは来所せず、郵送でのご提出をお願いします。

問合せ 税務課課税係
TEL (5246) 1103~5

確定申告書の「住民税の徴収方法の選択」欄の記入をお願いします

住民税を給与から差し引かれていて、勤務先からの給与以外に所得がある方は、確定申告書第二表の「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に必ずご記入ください。給与・公的年金等以外の所得に対する住民税を、合算して給与から差し引くことを希望する方は「給与から差し引き」に、給与から差し引く分とは別に個人で納付したい方は「自分で納付」に○をつけてください。

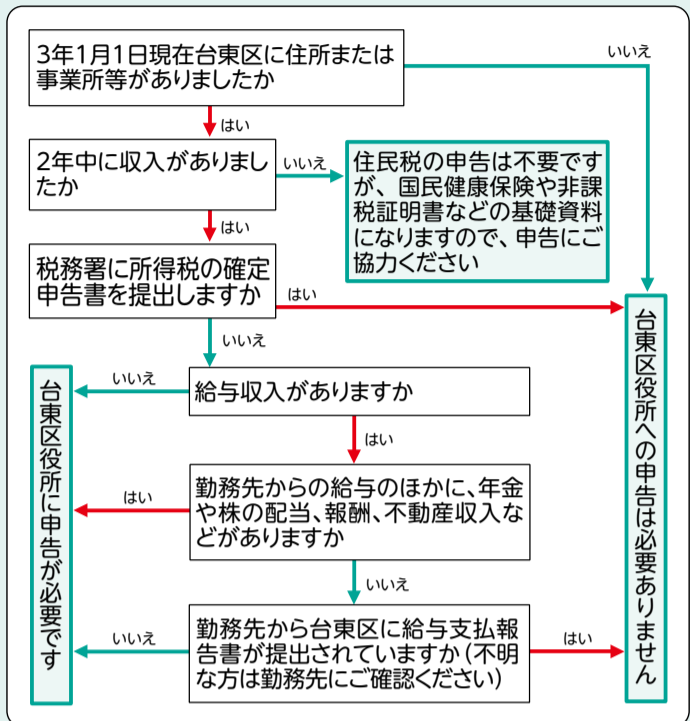
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要(還付を受ける場合は提出可能)ですが、住民税の申告は必要な場合があります。

※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡損失額を確定申告する方で、住民税では所得税とは異なる課税方式を選択する場合、納税通知書が送達されるまでにその旨を記載した申告書の提出が必要です。なお、納税通知書の送達後にこれらの所得等や損失額を確定申告しても、住民税では税額計算の対象とはなりません。

住民税(特別区民税・都民税)の課税証明書は前年の所得を証明します

住民税は、前年の所得に対して課税されますので、3年度の課税証明書は、2年(1~12月)中の所得を証明します。3年度の課税証明書の発行は、所得が給与所得のみで住民税が勤務先の給与から引かれる方は5月中旬、その他の方は6月中旬からです。

申告が必要な方



※前年税務署に確定申告をした、前年被扶養者、給与から住民税を差し引かれている、前年に台東区に転入された方などには原則として申告書は郵送されません。申告書が必要な方は区HPからダウンロードしてご利用ください。

申告書の受付

受付場所	区役所3階①~③番 税務課課税係	区民事務所・同分室
受付期間	3月15日(月)まで 土・日曜日・祝日を除く	3月1日(月)~15日(月)
受付時間	午前8時30分~午後5時 (税務課は、水曜日のみ午後7時まで受付)	
送付先	〒110-8760 台東区役所税務課	

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送でのご提出をお願いします。

申告に必要な物

①マイナンバーカードまたは通知カード等(番号確認書類)と運転免許証等(身元確認書類)の提示または写しの添付 ②申告書 ③印鑑 ④2年間の収入等を証明する物(給与所得の方は源泉徴収票や給与支払証明書、事業所得や不動産所得などのある方は売上(収入)・仕入・経費などの明細が分かる物) ⑤控除の支払証明書(源泉徴収票に記入してある物を除く国民健康保険料や介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の領収書・証明書、介護医療や個人年金を含む生命保険料の支払証明書、地震保険料の支払証明書、寄附金の領収書) ⑥医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(医療費の領収書は各自で保管してください)

確定申告会場への来場を検討されている方へ

—入場には「入場整理券」が必要です—

●申告書作成会場は「上野合同庁舎(東京上野税務署)」に開設します
東京上野・浅草・小石川・本郷税務署の合同会場となりますので、浅草税務署内に申告書作成会場はありません。

期間	場所	開設時間
2月16日(火)~3月15日(月) ※土・日曜日・祝日を除く	上野合同庁舎 (東京上野税務署) 台東区池之端1-2-22	(受付) 午前8時30分~午後4時(提出は5時まで) (相談) 午前9時15分~午後5時

※混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。※入場整理券は当日会場で配付するほか、LINEを使用したオンライン事前発行も可能です。国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」すると、日時指定の入場整理券を取得することができます。※下記の日程に限り「東京国税局」で申告書作成の相談・受付を行います。

日程2月21日(日)・28日(日) 時間受付は午前8時30分~午後4時(相談開始は午前9時15分から、提出は午後5時まで) 場所東京国税局1階(中央区築地5-3-1)

●郵送で提出する場合の送付先にご確認ください

作成した申告書・申請書・届出書等の書類を郵送により提出する場合は、下記へ送付してください。
送付先 〒110-8655 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎「税務署事務処理センター」


問合せ 詳しくは、国税庁HPをご覧になるか、下記へお問合せください。
東京上野税務署 TEL (3821) 9001(代) 浅草税務署 TEL (3862) 7111(代)

●新型コロナウイルス感染リスク軽減のためにご自宅からe-Taxをご利用ください

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算(税制改正に対応した計算機能)され、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。さらに作成した申告書をパソコン・スマホからe-Tax送信すれば、手続完了です。

《e-Taxの送信方法は2通り》

マイナンバーカード方式




①マイナンバーカード

または

②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
またはICカードリーダーライター

ID・パスワード方式

①ID(利用者識別番号)
②パスワード(暗証番号)




ID・PWが目印

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

国税庁HPをご利用ください!

確定申告書等作成コーナー 検索



認知症サポーターフォローアップ講座受講者募集

日時 3月10日(水)午後2時~3時30分
場所 区役所10階会議室
対象 区内在住(在勤)で、認知症サポーター養成講座を受講済みの方
定員 30人(先着順)
講師 下垣光氏(日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授)
申込方法 住所・氏名・電話番号を電話かファックスまたはメールで下記問合せ先へ
問合せ 介護予防・地域支援課
TEL (5246) 1225 FAX (5246) 1179
Eメール chiikishien.dos@city.taito.tokyo.jp

認知症サポーター養成講座受講者募集

日時 3月13日(土)午後2時~3時30分
場所 くらまえ地域包括支援センター
対象 区内在住(在勤)の方
定員 10人(先着順)
講師 地域包括支援センター職員
申込方法 住所・氏名・電話番号を電話かファックスまたはメールで下記問合せ先へ
問合せ 介護予防・地域支援課
TEL (5246) 1225 FAX (5246) 1179
Eメール chiikishien.dos@city.taito.tokyo.jp

台東区患者の声相談窓口をご利用ください

相談専用電話番号
TEL (3847) 9415

▷受付日時 月~金曜日午前9時~午後5時(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

※月・水・金曜日は専任の相談員(看護師)が対応します。

▷相談内容 区内の診療所、歯科診療所、薬局などの医療機関に係る相談

※相談は1人30分以内

※病院についての相談等は、東京都の患者の声相談窓口
TEL (5320) 4435へ

問合せ 台東保健所生活衛生課
医務薬事衛生担当
TEL (3847) 9416

区では、患者と医療機関との信頼関係の構築をお手伝いするため、患者の声相談窓口を開設しています。

医療に関する相談や、区内の診療所・歯科診療所等に関する相談に対し、中立的な立場から助言を行います。

こんなときにご相談ください

- ・医療のことでどこに相談したらよいか分からない
 - ・医師や看護師など、医療機関従事者の対応が気になる
 - ・治療についての説明がよく分からなかった
 - ・自宅に近い医療機関を知りたい
- ※相談内容によっては、適切な担当部署をご案内します。

相談前の注意事項

- ※医療機関とのトラブルは、まずは当事者間での話し合いが原則です。
- ※医療行為における過失や因果関係の有無、責任の所在の判断・決定はできません。
- ※医療機関との紛争の仲介や調停は行いません。
- ※医療機関の良し悪しの判断や評価はできません。